

(目的)

第1条 この要領は、ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱(平成26年要綱第51号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、ふるさとわじま応援寄附を行った寄附者への記念品又は共通返礼品(以下「記念品等」という。)の贈呈に係る宇和島市(以下「市」という。)並びに参加事業者及び取扱事業者(以下「参加事業者等」という。)の事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱第2条各号に定めるところによる。

(記念品等の発注)

第3条 市は、要綱第3条第1項及び第18条第1項の規定により寄附者へ記念品等を贈呈しようとするときは、寄附金の入金があったことを確認した後、当該確認分を取りまとめの上、寄附者の希望する記念品等を取り扱う参加事業者等に対し、当該記念品等を発注するものとする。

(記念品等の発送)

第4条 要綱第13条第1項に規定する市長が指定する期日は、前条の発注を行った日から起算して5日を経過する日とする。ただし、寄附者が配達日を指定した場合又は記念品等の性質上発送時期が限られる場合は、この限りでない。

(記念品等の返送)

第5条 市は、参加事業者等の責めに帰することのできない事由により記念品等が返送されたことを認めるときは、市の負担により記念品等を再度送付するものとする。ただし、寄附者の責めに帰すべき事由により返送されたときは、この限りでない。

(欠品時の対応)

第6条 参加事業者等は、やむを得ない事情により記念品等を送付することが不可能又は継続的に第4条に定める期日までに発送準備を整えることが困難であると見込まれるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(苦情等の対応)

第7条 参加事業者等は、記念品等に関する寄附者からの苦情又は問合せ(以下「苦情等」という。)に対して丁重に應對しなければならない。

2 参加事業者等は、寄附者から直接苦情等を受けたときは、速やかにふるさとわじま応援寄附記念品苦情等報告書(別記様式)を市に提出しなければならない。

3 苦情等が参加事業者等の責めに帰すべき事由によるものである場合において、寄附者が代替品の送付を希望するときは、当該参加事業者等の負担(配送費を含む。)により、再度送付するものとする。

(市への請求)

第8条 参加事業者等は、要綱第3条第2項(要綱第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により寄附者に記念品等を送付したときは、月ごとに取りまとめた上で、市が指定する期日までに、配送伝票の写しを添えて記念品等の代金を市に請求するものとする。

2 市は、前項の規定による参加事業者等からの請求について適当であると認めるときは、当該請求があった日から30日以内に、参加事業者等に記念品等の代金を支払うものとする。

(広報への協力)

第9条 参加事業者等は、市が事業に係るホームページ、パンフレット等を作成するに当たり、記念品等の画像データの提供のほか、必要な協力を行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及び事業の実施に係る疑義が生じたときは、市及び参加事業者等の協議により決定するものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第26号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第32号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日告示第73号)

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第32号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、送付された記念品及び共通返礼品に係る事務負担金については、なお従前の例による。

別記様式(第7条関係)

別記様式（第7条関係）

ふるさとわじま応援寄附記念品苦情等報告書

年 月 日

宇和島市長 様

(届出者) 所在地
名 称
代表者

ふるさとわじま応援寄附記念品に関する苦情等を受け付けたので、ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業事務等取扱要領第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 受付年月日	
2. 寄附者	
3. 記念品	(登録番号) (品名)
4. 内容	
5. 原因	
6. 対応	
7. 今後の対策	